平成３０年（フ）第６３号
相模原市南区南台３丁目４番33号　フラット南台102号
債務者　加藤　信彦
1　決定年月日時　平成30年３月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月15日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成３０年（フ）第６８号
相模原市中央区横山４丁目22番３号　エステートピア相模原302号
債務者　小澤亜衣子
1　決定年月日時　平成30年３月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月15日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成３０年（フ）第６９号
相模原市南区南台４丁目14番22―206号
債務者　青木　真吾
1　決定年月日時　平成30年３月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月15日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成３０年（フ）第６１号
さいたま市岩槻区大字笹久保1233番地２　ソレジオ幸子弐番館101
債務者　中沢　孝二
1　決定年月日時　平成30年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月17日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第１１６号
埼玉県戸田市笹目４丁目28番地の６　パークヒルズ302号室
債務者　重山　清孝
1　決定年月日時　平成30年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月17日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第１１７号
埼玉県戸田市笹目４丁目28番地の６　パークヒルズ302号室
債務者　重山さなえ
1　決定年月日時　平成30年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月17日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第１２３号
さいたま市岩槻区大字掛192番地８　ハイグレード21寮１号室、旧住所さいたま市西区大字指扇2407番地122
債務者　浅野　雄司
1　決定年月日時　平成30年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月17日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第１５２号
埼玉県上尾市弁財１丁目７番14号　弁財コーポ102
債務者　坂本　　洋
1　決定年月日時　平成30年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月17日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第１６２号
埼玉県桶川市北１丁目22番24号
債務者　工藤　　翼
1　決定年月日時　平成30年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月17日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第１６３号
埼玉県上尾市大字上1161番地　丸野コープタウンＡ―102
債務者　齋藤　雅志
1　決定年月日時　平成30年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月17日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第２０５号
さいたま市岩槻区大字上野935番地１　ＦｏｒｅｓｔＨｉｌｌｓ101
債務者　越智　桜美（旧姓吉田）
1　決定年月日時　平成30年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月17日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第２１９号
埼玉県上尾市大字瓦葺1256番地１　メゾンドソレイユＢ202
債務者　伊藤　由緒
1　決定年月日時　平成30年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月17日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第２３１号
さいたま市桜区西堀８丁目11番21―202号
債務者　岡本　亜弥
1　決定年月日時　平成30年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月17日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第１１４号
埼玉県三郷市谷中13番地15　谷中タウンハウスＡ
債務者　横山　　隆
1　決定年月日時　平成30年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月17日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成３０年（フ）第１２７号
埼玉県草加市遊馬町1076番地８
債務者　下藏　和政
1　決定年月日時　平成30年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月17日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成３０年（フ）第１２８号
埼玉県越谷市東大沢３丁目29番地１、旧住所埼玉県越谷市大沢3403番地６　グラン・ドムール北越谷104号
債務者　田口　　准
1　決定年月日時　平成30年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月17日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成３０年（フ）第１２９号
埼玉県越谷市東大沢３丁目29番地１、旧住所埼玉県越谷市大沢3403番地６　グラン・ドムール北越谷104号
債務者　田口　悦子
1　決定年月日時　平成30年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月17日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係